2024年度　学校法人高崎商科大学　ガバナンス・コード適合（遵守）状況

2025年3月31日

第１章　私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		
遵守項目	適合・不適合	適合（遵守）状況と今後の対応等
1-1 建学の精神	適合	遵守項目のとおり、適合している。 建学の精神および教育理念については、大学ホームページをはじめ、学生便覧等にて広く周知している。建学の精神等に基づく人材像については、それぞれの学習成果及びディプロマポリシーに反映している。ミッション及びビジョン等については中期計画に明示することで、周知している。期待する教職員像についても、同様に中期計画に明示している。
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	適合	遵守項目のとおり、適合している。 （1）建学の精神・理念に基づく教育目的等 学則に定めると共に、大学ホームページにて広く社会に公表している。 （2）中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて 2015年に5か年の中期計画を策定し、今年度は第2期となる「中期計画2020-2024（R2-6）」の最終年度となる。毎年行っている全学会議や理事会において当該計画の進捗状況を確認している。 （3）私立大学の社会的責任等 学長が定める年度方針に従い、学生ファーストの教育や諸活動を推進している。また、ステークホルダーを常に意識した取り組みや広報活動を行っており、地域との繋がりを重視している。「中期計画2020-2024」に基づき、年度方針や部署方針を定めており、全学団結し教育の質の向上と運営基盤の強化に努めている。

第２章　安定性・継続性（学校法人運営の基本）		
遵守項目	適合・不適合	適合（遵守）状況と今後の対応等
2-1 理事会	適合	遵守項目のとおり、適合している。 理事会の役割、議決事項、理事及び運営責任者の業務執行の監督等については寄附行為に定め、適切に運営している。
2-2 理事	適合	遵守項目のとおり、適合している。 理事の選任、責務、役割等については寄附行為により明確化されており、理事会規則に則り、担当職務を定め、理事は適切にその責務を果たしている。
2-3 監事	適合	遵守項目のとおり、適合している。 監事の責務、専任については寄附行為により明確化されており、監事は監事業務に関する研修を受講し、監査規則及び計画等に基づき職務を果たしている。
2-4 評議員会	適合	遵守項目のとおり、適合している。 寄附行為の定めにより、諮問機関としての役割を果たしており、評議員会は適切に運営されている。
2-5 評議員	適合	遵守項目のとおり、適合している。 寄附行為の定めにより評議員は適切に選任され、その職責を果たしている。

第３章　教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
遵守項目	適合・不適合	適合（遵守）状況と今後の対応等

3-1 学長	適合	遵守項目のとおり、適合している。 学長は各学部及び学科の目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督している。また、年度方針や中期計画を積極的に共有し、その責務を十分に果たしている。2023-24年度において副学長職は空席となっているが、学長補佐及び学部長、学部長代行が学長を補佐している。
3-2 大学協議会	適合	遵守項目のとおり、適合している。 大学協議会の役割は規程によって明確にされており、学長の諮問に応じ重要事項について協議を行っている。また大学及び短期大学部の全学的な教学マネジメントを担っており、円滑に大学運営を行っている。
3-3 教授会	適合	遵守事項のとおり、適合している。 各教授会の役割及び審議事項は規程によって明確にされており、学長が決定を行うにあたり適切に審議を行い、意見を述べている。

第４章　公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
遵守項目	適合・不適合	適合（遵守）状況と今後の対応等
4-1 学生に対して	適合	遵守事項のとおり、適合している。 建学の精神および教育理念に基づき、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を明確にし、大学ホームページや学生便覧等で周知をしている。また、その成果については毎年自己点検・評価を行い、報告書をホームページに掲載することで広く公表している。学内環境や内容の整備・充実は中期計画に基づき各部署にて適切に推進されている。

4-2 教職員等に対して	適合	遵守事項のとおり、適合している。 大学協議会、各教授会をはじめとするセンター及び委員会組織全てに事務職員を複数名配置し、教職協働の下、教育研究活動等を組織的に行っている。3つのポリシーの実質化と教育の質保証の取り組みを推進するため、計画的にFD（ファカルティ・ディベロップメント）及びSD（スタッフ・ディベロップメント）活動を行っている。
4-3 社会に対して	適合	遵守事項のとおり、適合している。 （1）認証評価及び自己点検・評価 高崎商科大学については2024（R6）年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、適合となっている。高崎商科大学短期大学部については2023（R5）年度に一般社団法人大学・短期大学基準協会による認証評価を受審し、適合となっている。 （2）社会貢献・地域連携 社会連携センターを中心に積極的に地域における活動を展開しており、産官学の組織的連携の強化に努め、「知の拠点」としての大学の役割を果たしている。行政との委託事業や地元小中学校との連携、生涯学習の場を広く提供するなど、大学の知を地域社会に還元している。

4-4 危機管理及び法令遵守	適合	遵守事項のとおり、適合している。 （1）危機管理のための体制整備 防災対策については、それぞれ危機管理マニュアル等を策定し、毎年教職員及び学生に対し防災訓練を実施している。ハラスメント防止対策については、「ハラスメント防止に関する規程」を制定するとともに、学内に通報窓口を設置し、相談員を配置している。情報セキュリティ対策については、「情報セキュリティポリシー」及び「情報ネットワーク管理・運用規程」を策定し対応している。 （2）法令順守のための体制整備 法令順守については勤務規程や学則に明確に定めており、教職員には定期的な倫理研修を実施している。また「公益通報者の保護等に関する規程」を定め、コンプライアンス遵守の体制整備を行っている。

第５章　透明性の確保（情報公開）		
遵守項目	適合・不適合	適合（遵守）状況と今後の対応等
5-1 情報公開の充実	適合	遵守事項のとおり、適合している。 （1）法令上の情報公表 法令に定められている教育・研究に資する情報公表及び学校法人に関する情報公表については、大学ホームページ及び自己点検・評価等の報告書、学園誌等を活用して公表を行っている。 （2）自主的な情報公開 自己点検・評価等の報告書、IRやSDの活動について、海外や国内の連携先についての情報を自主的に大学のホームページにて公表している。 （3）情報公開の工夫 大学ホームページの他、大学ポートレート、学園広報誌、保護者対象パンフレット等を活用し、情報を公開している。